

草津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和4年11月21日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中島 美 徳

1 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕〔交付金交付団体〕

監査対象団体：草津学区ひと・まちいきいき協議会

監査実施期日：令和4年11月11日

(2) 監査の範囲および方法

ア 指定管理者

公の施設の指定管理者に対して、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、関係法令および条例その他の関係規程等を遵守しているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、令和2年度分、令和3年度分について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

イ 地域一括交付金ならびに地域まちづくり一括交付金

草津市まちづくり協議会交付金のうち地域一括交付金ならびに地域まちづくり一括交付金が、事業計画書等に基づき実施されているか、交付金の使途に不適切なものはないか、交付規則やマニュアル等の規定に違反していないか、交付対象事業は効果的に行われているか、出納事務は適切に行われているか、また、所管部局はまちづくり協議会に対して、交付金交付の効果および条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか、適切な指導や監督を行っているかの観点から、平成30年度分、令和元年度分の地域一括交付金、令和2年度分、令和3年度分の地域まちづくり一括交付金について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回、監査を実施したところ、指定管理業務の履行ならびに草津市まちづくり協議会交付金のうち地域一括交付金および地域まちづくり一括交付金事業の執行は、監査対象団体において、一部に適正を欠くものが確認された。所管部局においては、実績報告時の確認や確定事務において慎重さを欠く事務処理が認められた。以下のとおり、これらを早期に処理し、適正で効率的かつ効果的な事務を執行されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し、改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：草津学区ひと・まちいきいき協議会（まちづくり協働課）

監査対象施設（公の施設）
草津まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
(1) 施設の管理運営 (2) センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務 <ul style="list-style-type: none">・地域のまちづくりに関する業務・地域が豊かになる学びに関する業務・住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務・施設の利用に関する業務・施設および設備の維持管理に関する業務 (3) 各種報告
監査対象交付金
草津市まちづくり協議会交付金のうち、平成30年度および令和元年度は地域一括交付金、令和2年度および令和3年度は地域まちづくり一括交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）
勧告
地域一括交付金の平成30年度分360,320円の不執行および令和元年度分207,647円、令和元年度分まちづくり協議会運営交付金30,000円、さらに地域まちづくり一括交付金令和2年度分357,080円、令和3年度分3,279円については、交付対象外経費に充当された交付金であると認められるので、市長は、草津学区ひと・まちいきいき協議会に返還を求めるなどの必要な措置を講じられるよう勧告する。期限は、令和5年1月20日までとする。
意見
交付金は、地域の自主性を尊重し、地域課題の解決や住みよい地域づくりなどの活動を支援するものであるため、その趣旨や具体的な使途、活用方法など、互いに共通認識をもって適正に執行されなければならない。各まちづくり協議会の役員や職員、再交付先の各団体などと適時、的確に情報を共有する工夫と努力をし、それぞれが適切に効果的に交付金を活用されるよう取り組まれない。今回の事案は不適切な交付金の使用が新聞報道され、地域住民の信頼を裏切ることになったことから、信頼を得る一つの方策として透明性の向上、情報公開のあり方など検討され、種々の取組により信頼を回復し、地域が一体となったまちづくりとなるよう市とまちづくり協議会の今後の取組が期待される。 なお、現在は事務負担軽減のため、領収書の添付は省略されているが、実績報告書に全体事業費、自主財源分、交付対象分、具体的な内訳の記載など点検、検査がしやすい

工夫や報告書提出時に領収書原本の確認など慎重で確実な交付金の確定事務を求めるものである。

また、地域課題を共有し、意見を交わすことは大切なことであるが、節度ある交際が求められることは自明の理であり、応分の負担をすることは当然のことである。令和元年6月5日に開催された「研修会」に参加した職員は別の形で負担したとはいえ、改めて同協議会と協議、調整を要するものと思われる。今後は、飲食を伴う意見交換の場に職員が参加を求められたときは、会費制でなければ参加を見合わせるなど交際のあり方のルール化を検討することも必要である。

指摘事項

【草津学区ひと・まちいきいき協議会】

- ① 基本協定に則り、職員の給与月額をはじめ必要な報告は必ず提出されたい。
- ② 賞与を支給される場合は、支給対象時期、賞与の算定基準、査定期間、支払方法等を明確にし、労働基準法等を遵守されたい。
- ③ 利用者アンケートは、できるだけ多くの利用者に回答をいただき、集計・分析を行って見える化したうえで、意見および要望等を的確に把握し、センター運営に活用されたい。
- ④ 令和2年度は指定期間の初年度で、基本協定の締結自体が前年度の3月下旬となったが、指定管理期間の開始前に提出することはできずとも、締結後すみやかに事業計画書および収支計画書を提出するようにされたい。
- ⑤ 基本協定仕様書に基づき、清掃業務をはじめ維持管理業務を確実に実施され、実施された際は、年度報告書に記載されたい。
- ⑥ 基本協定仕様書および消防法に基づき、消防訓練を年2回実施されたい。
- ⑦ 事業報告書には、全ての事業の実績概要が確認できるよう資料を調製されたい。

【まちづくり協働課】

- ① 上記①～⑥の草津学区ひと・まちいきいき協議会への指摘事項のとおり、基本協定、仕様書に基づき必要な報告について、受領漏れのないよう留意するとともに、報告内容をよく確認して必要な指示をするように努められたい。
- ② 事業報告書には、全ての事業の実績概要が確認できる資料を添付されるよう指導するとともに、内容をよく確認されたい。

參考資料

財政援助団体等監査(指定管理者・交付金)結果報告書

監査対象団体	監査実施期日	対象年度	監査委員
草津学区 ひと・まちいきいき協議会	令和4年11月11日	交付金 平成30年度 令和元年度 指定管理・交付金 令和2年度 令和3年度	岡野 則男 中島 美徳

第1 監査の概要

1. 監査対象団体・所管部局

(1) 監査対象団体（指定管理者・交付金）

団体名 草津学区ひと・まちいきいき協議会

代表者 会長 我孫子 一夫

(2) 所管部局名 まちづくり協働部 まちづくり協働課

2. 監査の対象

(1) 監査対象施設（指定管理者）

草津まちづくりセンター 令和2年度および令和3年度指定管理業務

(2) 地域一括交付金ならびに地域まちづくり一括交付金

草津市まちづくり協議会交付金のうち、平成30年度および令和元年度地域一括交付金、令和2年度および令和3年度地域まちづくり一括交付金

3. 監査の範囲および方法

(1) 指定管理者

公の施設の指定管理者に対して、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、関係法令および条例その他の関係規程等を遵守しているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、令和2年度分、令和3年度分について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点および方法により実施した。

(2) 地域一括交付金ならびに地域まちづくり一括交付金

草津市まちづくり協議会交付金のうち地域一括交付金ならびに地域まちづくり一括交付金が、事業計画書等に基づき実施されているか、交付金の使途に不適切なものはないか、交付規則やマニュアル等の規定に違反していないか、交付対象事業は効果的に行われているか、出納事務は適切に行われているか、また、所管部局はまちづくり協議会に対して、交付金交付の効果および条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか、適切な指導や監督を行っているかの観点から、平成30年度分、令和元年度分の地域一括交付金、令和2年度分、令和3年度分の地域まちづくり一括交付金について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点および方法によ

り実施した。

4. 監査の主な着眼点

(1) 指定管理事業

- ア) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- イ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ウ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め調査し指示を行っているか。
- エ) 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- オ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- カ) 利用促進のための努力はなされているか。
- キ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ク) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ケ) 公の施設の管理に係る管理規定、経理規定等の諸規程は整備されているか。

(2) 交付金事業

- ア) 交付金の目的および対象事業の内容は明確か。
- イ) 交付金額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ウ) 事業計画書、予算書および決算書と所管部局へ提出した交付金の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- エ) 交付金交付申請書の提出および交付金の請求、受領は適時に行われているか。
- オ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、交付金が対象事業以外に流用されていないか、対象外経費に使用されていないか。
- カ) 出納関係帳簿の整備、記録は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- キ) 交付金に係る収支の会計は適切か。
- ク) 精算報告は適正に行なわれているか。

5. 監査の期間

令和4年9月27日から同年11月11日まで

第2 事務の概要

I. 指定管理者

1. 指定管理者における管理運営体制

草津市協働のまちづくり条例第11条で認定された「まちづくり協議会」が指定管理者となっており、同協議会が雇用する施設管理責任者(センター長)の他、

4 人の職員を配置し、原則として常時（勤務時間外を除く）2 人以上が勤務している。令和 2 年度においては、年度途中で施設管理責任者（センター長）が退職されたが、同協議会役員が交代で詰められ、代行を務められた。

2. 施設の概要

- ・施設名 草津まちづくりセンター
- ・所在地 草津市草津一丁目 4 番 33 号
- ・延床面積 669 m²
- ・施設内容 事務室、調理室、和室、研修室、大会議室、サロン
- ・開館時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・貸館時間 午前 9 時～午後 9 時
- ・休館日 日曜日、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

3. 指定管理に関する協定内容

・協定関係

基本協定締結日	令和 2 年 3 月 24 日
指定管理期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
年度協定締結日（令和 2 年度分）	令和 2 年 4 月 1 日
（令和 3 年度分）	令和 3 年 4 月 1 日

・維持管理経費

総 額	93,853,000 円（5 年分）
令和 2 年度の額	18,591,000 円、（精算後の額）18,852,796 円
	精算項目の修繕料について、261,796 円増額の精算を行っていた。
令和 3 年度の額	18,632,000 円、（精算後の額）18,598,550 円
	精算項目の修繕料について、33,450 円減額の精算を行っていた。

4. 指定管理の業務範囲

(1) 施設の管理運営

(2) センター条例第 3 条に掲げる事業の実施に関する業務

- ・地域のまちづくりに関する業務
- ・地域が豊かになる学びに関する業務
- ・住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務
- ・施設の利用に関する業務
- ・施設および設備の維持管理に関する業務

(3) 各種報告

5. 施設の利用状況（年間延数）

- ・令和 2 年度：貸館件数 1,031 件（有料利用 254 件）、利用者数 10,741 人
（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策により、4 月 16 日～5 月 31 日の間は休館）
- ・令和 3 年度：貸館件数 1,015 件（有料利用 259 件）、利用者数 10,831 人
（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策により、8 月 27 日～9 月 30 日の間は休館）

6. 使用料の市への収納状況（指定管理者からの収入分）

- ・施設使用料 令和 2 年度：183,950 円、令和 3 年度：165,640 円

II. 草津市まちづくり協議会交付金

1. まちづくり協議会交付金について

学区における総合的な住民自治組織である「まちづくり協議会」の活動を支援し、協働のまちづくりの推進を図るために、平成 24 年度から草津市まちづくり協議会交付金規則に基づき交付金を交付されている。

2. 地域一括交付金および地域まちづくり一括交付金

各学区等の住民自治組織や各種活動団体に事業補助金を交付されていたものを、平成 24 年度から一本化し、地域の実情に合った柔軟な活用ができる「地域一括交付金」制度を創設して支援された。令和 2 年度からは、地域のまちづくりを支える職員 1 人の人件費等を運営交付金として交付してきたものを含めて「地域まちづくり一括交付金」として交付されている。

○平成 30 年度 地域一括交付金

(単位：円)

取組項目	交付決定額 (概算交付)	全体事業 実績額	確定額 (対象経費)
(1) 地域のふれあい推進	1,042,000	2,335,863	2,335,863
(2) 環境浄化や環境保全	270,000	270,000	270,000
(3) 不法投棄の監視	30,000	5,000	5,000
(4) 地域の防犯等	123,000	55,000	55,000
(5) 地域の交通安全		63,000	63,000
(6) 敬老会	2,172,000	2,171,400	2,171,400
(7) 人権・同和問題	145,000	148,690	148,690
(8) 地域福祉	95,000	95,000	95,000
(9) 体育振興や健康増進	45,000	45,000	45,000
(10) 青少年の健全育成	136,000	136,000	136,000
(11) 地域協働合校	254,200	268,705	268,705
(12) その他	0	0	0
合計	4,312,200	5,593,658	5,593,658
内訳	交付金額	4,312,200	4,312,200
	自主財源	0	1,281,458

○令和元年度 地域一括交付金

(単位：円)

取組項目	交付決定額 (概算交付)	全体事業 実績額	確定額 (対象経費)
(1) 地域のふれあい推進	1,160,320	1,118,280	1,118,280
(2) 環境浄化や環境保全	270,000	270,000	270,000
(3) 不法投棄の監視	30,000	5,000	5,000
(4) 地域の防犯等	83,000	55,000	55,000
(5) 地域の交通安全		63,000	63,000
(6) 敬老会	2,531,560	2,274,800	2,274,800
(7) 人権・同和問題	166,000	147,274	147,274
(8) 地域福祉	95,000	95,000	95,000

(9) 体育振興や健康増進	45,000	45,000	45,000
(10) 青少年の健全育成	136,000	136,000	136,000
(11) 地域協働合校	285,000	256,460	256,460
(12) その他	0	0	0
合 計	4,801,880	4,465,814	4,465,814
内訳	交付金額	4,401,880	4,401,880
	自主財源	400,000	63,934

○令和2年度 地域まちづくり一括交付金 (単位：円)

取組項目		交付決定額 (概算交付)	全体事業 実績額	確定額 (対象経費)
(1) ふれあい推進		1,095,147	360,320	360,320
(2) 担い手確保、町内会等加入 促進		—	—	—
(3) 環境美化		270,000	270,000	270,000
(4) 防犯・防災等		113,000	80,000	80,000
(5) 交通安全			43,000	43,000
(6) 高齢者福祉		2,304,560	2,307,800	2,307,800
(7) 人権・同和問題		166,000	125,480	125,480
(8) 福祉の推進		95,000	95,000	95,000
(9) 体育振興や健康づくり		45,000	70,000	70,000
(10) 青少年の健全育成		136,000	136,000	136,000
(11) 子どもの生きる力を育む		285,000	256,619	256,619
(12) その他		0	986,700	986,700
小計		4,509,707	4,730,919	4,730,919
事務費	雇用経費	2,518,293	2,295,778	2,295,778
	運営費	300,000	300,109	300,109
合 計		7,328,000	7,326,806	7,326,806
内訳	交付金額	7,328,000	7,326,806	7,326,806
	自主財源	0	0	0

○令和3年度 地域まちづくり一括交付金 (単位：円)

取組項目		交付決定額 (概算交付)	全体事業 実績額	確定額 (対象経費)
(1) ふれあい推進		1,129,000	490,727	490,727
(2) 担い手確保、町内会等加入 促進		—	—	—
(3) 環境美化		170,000	220,000	220,000
(4) 防犯・防災等		80,000	777,029	777,029

(5) 交通安全		43,000	43,000	43,000
(6) 高齢者福祉		2,337,000	2,465,926	2,465,926
(7) 人権・同和問題		155,000	154,110	154,110
(8) 福祉の推進		95,000	90,000	90,000
(9) 体育振興や健康づくり		80,000	80,000	80,000
(10) 青少年の健全育成		136,000	136,000	136,000
(11) 子どもの生きる力を育む		285,000	217,824	217,824
(12) その他		—	—	—
小計		4,510,000	4,674,616	4,674,616
事務費	雇用経費	2,465,000	2,299,645	2,299,645
	運営費	380,000	350,000	350,000
合計		7,355,000	7,324,261	7,324,261
内訳	交付金額	7,355,000	7,324,261	7,324,261
	自主財源	0	0	0

第3 監査結果

今回、監査を実施したところ、指定管理業務の履行ならびに草津市まちづくり協議会交付金のうち地域一括交付金および地域まちづくり一括交付金事業の執行は、監査対象団体において、一部に適正を欠くものが確認された。所管部局においては、実績報告時の確認や確定事務において慎重さを欠く事務処理が認められた。以下のとおり、これらを早期に処理し、適正で効率的かつ効果的な事務を執行されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し、改善等を求めたので記述は省略する。

1 地域一括交付金および地域まちづくり一括交付金において、不執行ならびに交付対象外経費が検出された。

(1) 平成30年度地域一括交付金の「地域のふれあい推進に関する取り組み」の中で、単位自治連活動振興助成費280,320円および単位自治連研修助成費80,000円、合わせて360,320円が不執行のまま留保され、精算されていない。

- ・地域一括交付金事業の「地域のふれあい推進に関する取り組み」に関し、平成31年4月26日に提出された実績報告書では、ふれあいまつり事業費1,975,543円および草津学区自治連（以下、学区自治連）に交付した単位自治連活動振興助成費280,320円と単位自治連研修費助成費80,000円の360,320円が事業決算として報告されている。

- ・当該年度の地域一括交付金事業においては、交付決定額（総額）の4,312,200円に対し、事業実績額（総額）が5,593,658円と大幅に超過し、その差額はふれあいまつりの模擬店収入や企業からの協賛金、自主財源で賄い、交付金の余剰金はなかったと同協議会から報告され、市は同内容により交付金の

確定を行った。

- ・令和4年11月11日に実施した監査において同協議会から、交付金360,320円のうち学区自治連に交付されたのは280,320のみだったこと、全体事業費409,928円の執行は、全額、学区自治連の自主財源から支出し、交付金は留保していると聴取した。なお、同協議会現会長で当時の学区自治連会長は、「同協議会からの交付金の再交付は年度末の3月25日に280,320円が交付され、使用する暇がなく執行残となったこと、単位自治連研修助成費80,000円の再交付は受けていない。」と述べられた。
- ・同内容は、令和4年10月11日付けで同協議会から市まちづくり協働課長あてに報告書が提出されている。
- ・交付金の再交付に関しては、平成31年3月25日に単位自治連活動振興助成費280,320円および単位自治連研修助成費80,000円が同協議会名義の貯金通帳から現金支払されており、学区自治連会長名の領収書もそれぞれ保管され、その基となる財務会計（支出）調書も保存されている。
- ・単位自治連研修助成費80,000円の所在は明確ではないが、自主財源を持つてのみ事業を執行し、単位自治連活動振興助成費280,320円および単位自治連研修助成費80,000円、計360,320円の交付金は不執行のまま精算されていないと判断される。

(2) 令和元年度まちづくり協議会運営交付金において、役員報酬30,000円が支出されていたが、「草津市まちづくり協議会交付金マニュアル」（以下、マニュアル）で制限されている対象外経費の「役員への報酬、手当」に該当する。

- ・この件は、事務費や運営費が含まれる令和2年度、令和3年度の地域まちづくり一括交付金の調査の関連で平成30年度、令和元年度を点検して判明した。
- ・令和2年4月27日に提出された実績報告書において交付金対象経費のひとつとして役員報酬30,000円が計上されていた。
- ・令和元年度同協議会決算、活動計算書において役員報酬30,000円が計上されていた。
- ・令和4年11月11日に実施した監査において、同協議会から令和元年度の会長の役員報酬に運営交付金を充てたと聴取した。
- ・交付金を充てた役員報酬30,000円については、対象外経費（1 協議会の会員、役員への報酬、手当）に該当する。
- ・平成30年度および令和2年度においても「役員報酬」を支給されたが、自主財源からの支給であると確認された。
- ・なお、「役員報酬」を支給する根拠（同協議会が制定している会則、就業規則、会計規則等）は見受けられない。

(3) 令和元年度地域一括交付金の「地域のふれあい推進に関する取り組み」の中で、マニュアルで制限されている対象外経費に充当された交付金207,647円の執行が

認められる。

① 同協議会から学区自治連に再交付された単位自治連活動振興助成費に充当された交付金 280,320 円のうち 127,647 円は、対象外経費に充当されたものと認められる。

- ・令和元年 11 月 15 日に開催された、三重県松阪市内のまちづくり協議会への防災に関する視察研修および意見交換会において、松阪市内飲食店に「飲食代・29 名様分」として代金 177,120 円を支払っているが、対象外経費（4 飲食費）に該当する。

- ・令和元年 12 月 5 日に実施された、草津市内飲食店での「忘年会」において、代金 186,200 円を支払っているが、対象外経費（5 親睦会費及び慰労会経費）に該当する。

- ・令和 2 年 3 月 18 日に、草津市内スーパーマーケットで商品券 3,000 円分・25 セットを購入し、代金として 75,000 円を支払っているが、この商品券は学区内の各町内会長へ交付されたものであり、これは対象外経費（1 協議会の会員、役員への報酬、手当）に該当する。

なお、令和 4 年 11 月 11 日に実施した監査では、保有金の残高が増嵩したため各町内会へ還元しようとして想起し、現金還元もしくは商品券の二つの選択肢の中、結果として商品券を選択したものと聴取したが、いずれの趣旨にしても交付金を充当することは不適切であると判断される。

- ・令和 2 年 3 月 19 日に学区自治連から、同協議会のスタッフあてに、「日頃からご協力ご尽力を賜わり、その労をねぎらうお礼として 5,000 円」と記載された支払証明証（原表記引用）が確認されたが、これは対象外経費（1 協議会の会員、役員への報酬、手当）に類するものとして、不適切な交付金の使用と言わざるを得ない。

- ・令和 2 年 4 月 27 日に同協議会から提出された実績報告書ならびに市の交付金の確定によると、「単位自治連活動振興助成事業」に充当された交付金 280,320 円から交付対象に充当された 152,673 円を減じた 127,647 円は、対象外経費に充当されたものと判断される。

② 同協議会から学区自治連に再交付された単位自治連研修助成費に充当された交付金 80,000 円は、マニュアルで制限されている対象外経費に充当されたものと認められる。

- ・令和元年 6 月 5 日に開催された、学区自治連と草津市まちづくり協働課との連携確認および会員の親睦を図る目的の「研修会」で、草津市内飲食店に代金 212,550 円を支払っているが、これは対象外経費（4 飲食費）に該当する。

- ・令和 2 年 4 月 27 日に提出された実績報告書に交付金 80,000 円を充てて報告し、同内容で交付金が確定されている。

- ・この「研修会」には、市のまちづくり協働課からも職員 4 人が出席し、飲

食をともにしていた。職員は、会費を支払おうとしたが、学区自治連から受取りを断られたことから、後日、自己負担相当の品物を学区自治連に渡したとのことである。

- ・令和4年11月11日に実施した監査では、同協議会会長から、後日、職員から会費を払うと申し出があったが、その時はまだ会計の報告前であったので未収になっている。その時に品物は受け取った旨聴取した。

(4) 令和2年度地域まちづくり一括交付金の「ふれあい推進に関する取り組み」において、単位自治連活動振興助成費・自治連研修助成費でマニュアルで制限されている対象外経費に充当された交付金357,080円の執行が認められる。

- ・令和2年7月3日に実施された、新たに町内会長に就任された方を対象の「新任研修」で親睦を図るため、草津市内飲食店に代金223,255円を支払っているが、これは「対象外経費（4 飲食費）に該当する。
- ・令和3年3月3日に、草津市内スーパーマーケットで商品券5,000円分・28セットを購入し、代金として140,000円を支払い、学区の各町内会長に交付されたが、これは対象外経費（1 協議会の会員、役員への報酬、手当）に該当する。なお、この代金分は単位自治連活動振興助成事業の「会議費」に含んで実績報告書および収支決算書に計上されていた。
- ・令和3年3月4日に、草津市内菓子店で「菓子代金」として36,828円を支払い、学区の各町内会長に交付されたが、これは対象外経費（1 協議会の会員、役員への報酬、手当）に該当する。なお、この代金分は単位自治連活動振興助成事業の「会議費」に含んで実績報告書および収支決算書に計上されていた。
- ・令和3年4月26日に同協議会から提出された実績報告書に上記事案が含まれており、市が確定した交付金額は360,320円である。
- ・交付対象に充当された3,240円を減じた357,080円は、対象外経費に充当されたものと判断される。

(5) 令和3年度地域まちづくり一括交付金の「ふれあい推進に関する取り組み」において、単位自治連研修助成費の一部にマニュアルで制限されている対象外経費に充当された交付金3,279円が認められる。

- ・令和3年11月7日に草津アミカホールで学区自治連主催の「草津学区防災研修会」が開催され、交付対象経費として当日に昼食用の弁当およびペットボトル茶を6人分購入した4,114円の草津市内コンビニエンスストアのレシートが保存されている。なお、講師は1人であった。
- ・令和4年11月11日に実施した監査で講師の昼食とスタッフの昼食を一緒に購入したもので、全額交付対象になっていたとは承知していなかったと聴取した。
- ・講師の昼食賄は交付対象になるが、スタッフの昼食分は「対象外経費（4 飲

食費)に該当する。

- ・スタッフの昼食等の費用3,354円から自主財源充当額75円を減じた3,279円は、交付対象外経費と認められる。

以上の検出事項は、個々に判断を記載したとおり、いずれも適正を欠いたものと判断する。

上記(1)、(3)、(4)、(5)の検出事項は、草津学区ひと・まちいきいき協議会から交付金を再交付した草津学区自治連合会の事業で検出されたが、同協議会は交付金の趣旨や活用にかかる留意事項などを再交付先団体に周知し、再交付先団体からの実績報告を精査して取りまとめ、市へ正しい実績報告を行い、交付金を精算する責務を負っており、その責は免れない。また、市まちづくり協働課は、地域の特色、課題に応じて裁量権を高めた活用しやすい柔軟な交付金制度としているが、交付申請の審査、交付決定、実績報告の審査、交付金の確定など一連の事務を適正に行う必要があり、互いの信頼関係を基礎としているものの慎重に審査をしていれば、その時点で是正できた事案もあり誠に遺憾である。

したがって、次のとおり勧告する。

【勧告】

地域一括交付金の平成30年度分360,320円の不執行および令和元年度分207,647円、令和元年度分まちづくり協議会運営交付金30,000円、さらに地域まちづくり一括交付金令和2年度分357,080円、令和3年度分3,279円については、交付対象外経費に充当された交付金であると認められるので、市長は、草津学区ひと・まちいきいき協議会に返還を求めるなどの必要な措置を講じられるよう勧告する。期限は、令和5年1月20日までとする。

【意見】

交付金は、地域の自主性を尊重し、地域課題の解決や住みよい地域づくりなどの活動を支援するものであるため、その趣旨や具体的な用途、活用方法など、互いに共通認識をもって適正に執行されなければならない。各まちづくり協議会の役員や職員、再交付先の各団体などと適時、的確に情報を共有する工夫と努力をし、それぞれが適切に効果的に交付金を活用されるよう取組まれない。今回の事案は不適切な交付金の使用が新聞報道され、地域住民の信頼を裏切ることになったことから、信頼を得る一つの方策として透明性の向上、情報公開のあり方など検討され、種々の取組みにより信頼を回復し、地域が一体となったまちづくりとなるよう市とまちづくり協議会の今後の取組みが期待される。

なお、現在は事務負担軽減のため、領収書の添付は省略されているが、実績報告書に全体事業費、自主財源分、交付対象分、具体的な内訳の記載など点検、検査がしやすい工夫や報告書提出時に領収書原本の確認など慎重で確実な交付金の確定事務を求めるものである。

また、地域課題を共有し、意見を交わすことは大切なことであるが、節度ある交際が求められることは自明の理であり、応分の負担をすることは当然のことである。

ある。令和元年6月5日に開催された「研修会」に参加した職員は別の形で負担したとはいえ、改めて同協議会と協議、調整を要するものと思われる。今後は、飲食を伴う意見交換の場に職員が参加を求められたときは、会費制でなければ参加を見合わせるなど交際のあり方のルール化を検討することも必要である。

2 指定管理業務について、基本協定、仕様書に定められた事項に、一部、適合しないものが検出された。

- (1) 施設管理責任者(センター長)、事務員の給与月額在市への報告が確認できない。
 - ・令和元年9月25日提出の公の施設の指定管理者指定申請書に添付してある就業規則と現在の就業規則は給与月額が異なる。
 - ・各年度の事業計画書および実績報告書には全体の人件費のみ記載され、個々の給与月額は確認できない。
- (2) 令和2年度、令和3年度において賞与が支給されているが、支給基準が確認できない。
 - ・令和2年11月26日の草津学区ひと・まちいきいき協議会職員就業規則の改正により、第23条の賞与に「賞与は支給しない」から、「賞与は支給しない。ただし、会長が認めた場合は支給することがある」に改正された。
 - ・就業規則に、支給対象時期、賞与の算定基準、査定期間、支払方法等が記載されておらず、他にもその基準は確認できない。
 - ・賞与の支給は労働基準法上の義務はないものの、厚生労働省のモデル就業規則では、就業規則に支給対象時期、賞与の算定基準、査定期間、支払方法等を明確にしておくことが必要であると記載されている。
 - ・賞与の支給自体には、地域まちづくり一括交付金は充当されていないことが確認された。
- (3) 利用者の声をもとに施設の改善や工夫が見られるものの、実施した利用者アンケートの取りまとめや分析を行ったものが確認できない。
 - ・利用者アンケートが実施されているものの、実績報告書には、アンケートの回答が添付されているだけで、集計、分析した取りまとめが確認できなかった。
- (4) 令和2年度の事業計画書および収支計画書について、基本協定締結後、提出が確認できない。
- (5) 基本協定仕様書別紙1のセンター等の施設維持管理等業務(年間)における清掃業務、床のワックスがけ(1回/年)について、令和2年度および令和3年度において実施が確認できなかった。また、令和3年度においては、特別清掃(1回以上/年)の実施も確認できなかった。
- (6) 消防訓練について、基本協定仕様書に年2回と規定されているが、令和3年度においては年1回の実施であった。
 - ・同施設は、消防法施行令別表第一(一)ロの集会場に該当(まちづくり協議会届出の防火管理者選任届出書や消防訓練実施計画書にも記載)し、消防法施行規則上、「消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない」施設

である。

【指摘事項】

○草津学区ひと・まちいきいき協議会

- (1) 基本協定に則り、職員の給与月額をはじめ必要な報告は必ず提出されたい。
- (2) 賞与を支給される場合は、支給対象時期、賞与の算定基準、査定期間、支払方法等を明確にし、労働基準法等を遵守されたい。
- (3) 利用者アンケートは、できるだけ多くの利用者に回答をいただき、集計・分析を行って見える化したうえで、意見および要望等を的確に把握し、センター運営に活用されたい。
- (4) 令和2年度は指定期間の初年度で、基本協定の締結自体が前年度の3月下旬となったが、指定管理期間の開始前に提出することはできずとも、締結後すみやかに事業計画書および収支計画書を提出するようにされたい。
- (5) 基本協定仕様書に基づき、清掃業務をはじめ維持管理業務を確実に実施され、実施された際は、年度報告書に記載されたい。
- (6) 基本協定仕様書および消防法に基づき、消防訓練を年2回実施されたい。

○まちづくり協働課

- (1)~(6) 基本協定、仕様書に基づき必要な報告について、受領漏れのないよう留意するとともに、報告内容をよく確認して必要な指示をするように努められたい。

- 3 令和2年度地域まちづくり一括交付金事業報告書において、事業費の「取組み概要（期日、場所、内容、参加者）」欄には「別紙のとおり」と記載され、再交付団体の実績報告書が添付されているが、同協議会が直接執行した事業（人権・同和問題の解決に関する取組み、子どもの生きる力を育む取組み、その他まちづくりに関する取組み）については、具体的な事業の実施を確認できる書面が不足していることが検出された。

【指摘事項】

○草津学区ひと・まちいきいき協議会

事業報告書には、全ての事業の実績概要が確認できるよう資料を調製されたい。

○まちづくり協働課

事業報告書には、全ての事業の実績概要が確認できる資料を添付されるよう指導するとともに、内容をよく確認されたい。